

福岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の理由

行政不服審査法の全部改正の趣旨に鑑み、個人情報の開示決定等に係る審査請求については、審理員による審理手続に関する規定の適用を除外する等の必要がある。

第2 改正の内容

1 行政不服審査法改正関係

(1) 審理員による審理手続に関する規定の適用除外（新第48条の2）

- ・ 個人情報開示決定等に係る審査請求の審理は、審査庁の諮問を受けて福岡市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）が行うため、審理員による審理手続に関する規定を適用しないこととするもの。

(2) 用語の整理（目次、第3章第4節及び第5章第2節の節名、第48条の2～第51条、第56条～第61条、第63条～第68条）

- ・ 不服申立ての種類が「審査請求」に一元化されたため、用語について「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て部会」を「審査請求部会」に改める等の整理を行うもの。

2 その他の改正

(1) 審査請求についての審議会への諮問手続の改正（第49条第1項）

- ・ 個人情報の開示請求等に係る不作為についての審査請求に関しても実施機関から審議会に諮問を要することとするとともに、審議会に諮問を要しない場合の要件として審査請求が不適法であるについて「明らか」の要件を加えるもの。

第3 施行期日等

1 施行期日

- ・ 平成28年4月1日

2 経過措置

- ・ この条例の施行前にされた個人情報の開示決定等又はこの条例の施行前にされた個人情報の開示請求等に係る実施機関の不作為に係る審査請求については、なお従前の例による。

福岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 開示, 訂正及び利用停止</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 <u>不服申立て (第49条-第51条)</u></p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 福岡市個人情報保護審議会</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 <u>不服申立て部会</u>の調査審議の手続</p> <p>第6章・第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;"><u>第4節 不服申立て</u> (審議会への諮問等)</p> <p>第49条 開示決定等, 訂正決定等, 利用停止決定等又は開示請求, 訂正請求若しくは利用停止請求(以下「開示請求等」という。)に係る不作為について不服がある者は, <u>行政不服審査法 (昭和37年法律第160号)</u> による<u>不服申立て</u>をすることができる。</p> <p>2 <u>前項の不服申立て (開示請求等に係る不作為についての不服申立てを除く。)</u>があったときは, <u>当該不服申立て</u>に係る審査庁又は処分庁は, 次の各号のいずれかに該当する場合を除き, <u>当該不服申立て</u>があった日の翌日から起算して30日以内に, 福岡市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立て</u>が不適法であり, 却下するとき。</p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第51条において同じ。)を取り消し, 又は変更し, 当該<u>不服申立て</u>に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし, 当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>(3) <u>不服申立て</u>に係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し, 又は変更し, 当該<u>不服申立て</u>に係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 開示, 訂正及び利用停止</p> <p>第1節～第3節 (略)</p> <p>第4節 <u>審査請求 (第48条の2-第51条)</u></p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 福岡市個人情報保護審議会</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 <u>審査請求部会</u>の調査審議の手続</p> <p>第6章・第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;"><u>第4節 審査請求</u> (<u>審理員による審理手続に関する規定の適用除外等</u>)</p> <p>第48条の2 開示決定等, 訂正決定等, 利用停止決定等又は開示請求, 訂正請求若しくは利用停止請求(以下「開示請求等」という。)に係る不作為について不服がある者は, <u>行政不服審査法 (平成26年法律第68号)</u> による<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>2 <u>前項の審査請求については, 行政不服審査法第9条第1項本文の規定は, 適用しない。</u></p> <p>(審議会への諮問等)</p> <p>第49条 <u>前条第1項の審査請求</u>があったときは, <u>当該審査請求</u>に係る審査庁は, 次の各号のいずれかに該当する場合を除き, <u>当該審査請求</u>があった日の翌日から起算して30日以内に, 福岡市個人情報保護審議会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求が明らかに</u>不適法であり, 却下するとき。</p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第51条において同じ。)を取り消し, 又は変更し, 当該<u>審査請求</u>に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし, 当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>(3) <u>審査請求</u>に係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し, 又は変更し, 当該<u>審査請求</u>に係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。</p>

改正前	改正後
<p>(4) <u>不服申立て</u>に係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該<u>不服申立て</u>に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</p> <p>3 前項の規定により諮問をした<u>審査庁又は処分庁</u>（以下「諮問庁」という。）は、当該諮問に対する福岡市個人情報保護審議会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該答申があった日の翌日から起算して30日以内に、当該<u>不服申立て</u>に対する<u>裁決又は決定</u>をしなければならない。</p> <p>（諮問をした旨の通知）</p> <p>第50条 諮問庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続等）</p> <p>第51条 第29条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決又は決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決又は決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の<u>裁決又は決定</u>（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>第5章 福岡市個人情報保護審議会 第1節 設置及び組織 （設置等）</p> <p>第56条 この条例の適正な用を図るため、福岡市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 第8条第4項第7号、同条第5項第3号、第10条第2項第6号及び第12条の規定により意見を述べること。</p>	<p>(4) <u>審査請求</u>に係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該<u>審査請求</u>に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</p> <p>2 前項の規定により諮問をした<u>審査庁</u>（以下「諮問庁」という。）は、当該諮問に対する福岡市個人情報保護審議会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該答申があった日の翌日から起算して30日以内に、当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>をしなければならない。</p> <p>（諮問をした旨の通知）</p> <p>第50条 諮問庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人</u>（<u>行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章及び第5章において同じ。</u>）</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続等）</p> <p>第51条 第29条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の<u>裁決</u>（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>第5章 福岡市個人情報保護審議会 第1節 設置及び組織 （設置等）</p> <p>第56条 この条例の適正な用を図るため、福岡市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 第8条第4項第7号、同条第5項第3号、第10条第2項第6号及び第12条の規定により意見を述べること。</p>

改正前	改正後
<p>(2) 第13条第4項の規定により報告を求め、及び意見を述べること。</p> <p>(3) 第49条第2項の規定による諮問に応じ、不服申立てについて調査審議すること。</p> <p>(4) 個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。</p>	<p>(2) 第13条第4項の規定により報告を求め、及び意見を述べること。</p> <p>(3) 第49条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。</p> <p>(4) 個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。</p>
<p>(不服申立て部会)</p> <p>第60条 審議会に、不服申立てに係る事件について調査審議させるため、不服申立て部会（以下この条及び次節において「部会」という。）を置く。</p> <p>2～7 （略）</p>	<p>(審査請求部会)</p> <p>第60条 審議会に、審査請求に係る事件について調査審議させるため、審査請求部会（以下この条及び次節において「部会」という。）を置く。</p> <p>2～7 （略）</p>
<p>（その他の部会）</p> <p>第61条 前条の不服申立て部会のほか、審議会は、その権限に属する事項について調査審議させるため、必要があると認めるときは、その他の部会を置くことができる。</p> <p>2 第59条及び前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により置かれる部会について準用する。</p>	<p>（その他の部会）</p> <p>第61条 前条の審査請求部会のほか、審議会は、その権限に属する事項について調査審議させるため、必要があると認めるときは、その他の部会を置くことができる。</p> <p>2 第59条及び前条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により置かれる部会について準用する。</p>
<p>第2節 不服申立て部会の調査審議の手続 （部会の調査権限）</p>	<p>第2節 審査請求部会の調査審議の手続 （部会の調査権限）</p>
<p>第63条 部会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、部会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。</p> <p>2 実施機関は、部会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 部会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を部会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、部会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、部会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。</p>	<p>第63条 部会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、部会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。</p> <p>2 実施機関は、部会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 部会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を部会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、部会に提出するよう求めることができる。</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、部会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。</p>

改正前	改正後
<p>(意見の陳述)</p> <p>第64条 部会は、<u>不服申立人等</u>から申出があったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、部会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>不服申立人</u>又は参加人は、部会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。</p>	<p>(意見の陳述)</p> <p>第64条 部会は、<u>審査請求人等</u>から申出があったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、部会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>審査請求人</u>又は参加人は、部会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。</p>
<p>(意見書等の提出)</p> <p>第65条 <u>不服申立人等</u>は、部会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、部会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>2 部会は、<u>不服申立人等</u>から意見書又は資料が提出されたときは、その内容を<u>不服申立人等</u>（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）に通知するものとする。</p>	<p>(意見書等の提出)</p> <p>第65条 <u>審査請求人等</u>は、部会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、部会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>2 部会は、<u>審査請求人等</u>から意見書又は資料が提出されたときは、その内容を<u>審査請求人等</u>（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）に通知するものとする。</p>
<p>(委員による調査手続)</p> <p>第66条 部会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第63条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第64条第1項本文の規定による<u>不服申立人等</u>の意見の陳述を聴かせることができる。</p>	<p>(委員による調査手続)</p> <p>第66条 部会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第63条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第64条第1項本文の規定による<u>審査請求人等</u>の意見の陳述を聴かせることができる。</p>
<p>(提出意見書等の閲覧等)</p> <p>第67条 <u>不服申立人等</u>は、部会に対し、部会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、部会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。</p> <p>2 部会は、前項の規定による閲覧又は複写について、日時及び場所を指定することができる。</p>	<p>(提出意見書等の閲覧等)</p> <p>第67条 <u>審査請求人等</u>は、部会に対し、部会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、部会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。</p> <p>2 部会は、前項の規定による閲覧又は複写について、日時及び場所を指定することができる。</p>
<p>(答申書の写しの送付等)</p> <p>第68条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>(答申書の写しの送付等)</p> <p>第68条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>